

「化学物質政策基本法（仮称）」の制定を求める意見書

私たちの身の回りにある医薬品、農薬、合成洗剤、プラスチック、食品添加物などには、多種多様な化学物質が使用されている。こうした化学物質は、過去、数々の公害や薬害を引き起こしたが、近年もシックハウス症候群、化学物質過敏症など新たな健康被害を生じさせている。

現在、わが国においては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により製造・輸入の規制を行い、また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により排出管理を行っているが、これらの現行法下では、用途・領域ごとの省庁縦割りで実施されているため、規制にすき間が生じている。

これに対し、欧州連合では、化学物質を総合的に管理するため、2006年に「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則」(REACH)を制定し、製造・輸入量1トン以上の化学物質の登録を義務づけるとともに、発ガン性物質など特に懸念される化学物質については許可制を導入した。

多種多様な既存化学物質と新規化学物質を的確に管理するためには、共通の理念・戦略の下に関係省庁が相互に連携し、総合的な対策を進めることが不可欠であり、化学物質管理の一元化が急務である。

よって、国会及び政府においては、予防原則、代替原則、子ども・生態系への配慮などの基本理念のほか、新規・既存化学物質の登録、高懸念化学物質への厳重な規制、有害廃棄物の回収義務などの基本施策を定めるとともに、一元化組織の設置を盛り込んだ「化学物質政策基本法（仮称）」の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）6月4日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

（提出者）民主党・市民連合、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道及び改革維新の会所属議員全員